

## 連結計算書類の連結注記表

## 計算書類の個別注記表

自 2017年4月1日 至 2018年3月31日

第179期

# 株式会社 **東芝**

当社は、第179期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、第179期報告書には記載しておりません。

1. 連結計算書類の連結注記表
2. 計算書類の個別注記表

## 連 結 注 記 表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社グループは、2017年3月期においてウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社(以下「WEC」という。)及びその米国関係会社並びに米国外の事業会社群の持株会社である東芝原子力エネルギーホールディングス(英国)社の米国原子力発電所建設プロジェクトに関連した巨額の損失を計上したことを主因に債務超過となり、2017年3月31日現在の連結株主資本は△552,947百万円、連結純資産は△275,704百万円になりました。また、当該巨額の損失に関連した当社親会社保証の支出等を考慮すると、当社の今後の資金環境は厳しい状況となることが見込まれていたため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在していました。

当社は、当該状況を解消すべく、2017年11月19日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当」という。)を決議し、本第三者割当による新株式の発行総額である約600,000百万円(新株式1株あたりの発行価格262.8円、新株式の総数2,283,105,000株)の払込みを同年12月5日に完了しました。

また、本第三者割当により調達した資金をもとに、米国ジョージア電力社他(ジョージア電力社はサザン電力社の100%子会社。他オーナーはオグルソープ電力社、ジョージア州電力公社及びジョージア州ダルトン市)と、親会社保証の当初和解金額上限である3,680百万米ドル(4,126億円)から既支払分455百万米ドル(512億円)を除く、3,225百万米ドル(3,614億円)を一括で支払うことに合意し、2017年12月14日に支払を完了しました。また、米国サウスカロライナ電力&ガス社他(V.C サマー原子力発電所2号機、3号機の建設プロジェクトの共同オーナーである、サウスカロライナ電力&ガス社及びサウスカロライナ州公共サービス機関)が親会社保証の債権を売却したシティグループ・ファイナンシャル・プロダクツ社と、親会社保証の当初和解金額上限の2,168百万米ドル(2,448億円)から既支払分247.5百万米ドル(279億円)及び先取特権の精算分60百万米ドル(67億円)を除く、1,860.5百万米ドル(2,102億円)を一括で支払うことに合意し、2018年1月12日に支払を完了しました。この結果、当社の将来の支出負担は大きく軽減し、当社の資金環境は大幅に改善しました。さらに、上記の親会社保証に基づく債権者との関係を清算することで、WECに対して当社が負担した金額の弁済を求めることができる代位債権(求償権)を取得しました。当社は、当該代位債権(求償権)を含む債権及びWEC関連の保有株式を譲渡する契約を米国法人The Baupost Group LLC傘下のコンソーシアムであるNucleus Acquisition LLC及びBrookfield WEC Holdings LLCとそれぞれ締結し、債権譲渡については2018年1月23日に完了しました。この債権譲渡完了により、債権売却益2,416億円(税引後の当期純利益1,669億円)を計上した他、東芝メモリ(株)(以下「TMC」という。)の非適格分割により発生した税額負担を2,445億円軽減したことにより、当社の連結株主資本はさらに改善し、2018年3月31日現在では当社連結で

の債務超過が解消され、2018年3月31日現在の連結株主資本は783,135百万円、連結純資産は1,010,734百万円になりました。

当社は、ベインキャピタル社を軸とする企業コンソーシアムにより組成される買収目的会社である株式会社 Pangea に対して、TMC の全株式を譲渡価格 2 兆円にて譲渡する契約を 2017 年 9 月 28 日付で締結しました。この TMC 株式譲渡に関しては、メモリ事業提携先のサンディスク社(同社を買収したウエスタンデジタル社の子会社)が、メモリ事業の TMC への分社化にあたり当社がサンディスク社との合弁会社の持分をサンディスク社の同意なく TMC に承継させたこと、及び、TMC 株式譲渡の実行が、当社とサンディスク社との間で締結した契約に違反すると主張し、国際仲裁裁判所において仲裁を申し立てていましたが、和解契約を 2017 年 12 月 13 日に締結したことにより、国際仲裁裁判所の仲裁により TMC 株式譲渡が完了できなくなる懸念は解消されました。また、必要な競争法当局の承認の取得など TMC 株式譲渡実行に関する前提条件の充足についても、当連結会計年度において進展しています。このように TMC 株式譲渡が完了する蓋然性が高まった結果、当社は、2017 年 12 月 31 日時点において TMC 及びその子会社等を売却目的資産に分類し、2018 年 3 月 31 日現在においても継続しています。

当社は、TMC の株式譲渡を完了するまでの資金繰りについては、主要借入先金融機関との間で総額 4,000 億円のコミットメントライン契約を締結しており、資金需要に応じて随時借入が実行できる状態です。当該コミットメントライン契約は、2018 年 5 月 31 日までの契約期間となっていますが、売却目的資産である TMC の全株式が担保提供されており、継続企業の前提に関する重要な疑義が発生した 2017 年 4 月以降、複数回更新されてきていること、そして TMC の株式譲渡が完了した時点で当社の現預金は長短借入金等を上回るようになる見込みであること等を考えると、当社の資金繰りに実質的な問題は無いものと判断しております。

また、2017 年 3 月期における当社グループの財政状態の悪化と 2016 年 12 月 28 日付の格付機関による当社格付の引下げにより、当社グループの 2018 年 3 月 31 日現在の連結貸借対照表における長短借入金等計 692,418 百万円のうち、主要借入先金融機関が貸し手であるシンジケートローン契約に基づく借入金残高 80,000 百万円が財務制限条項に抵触しています。なお、当社が当該借入金について期限の利益を喪失した場合、社債その他の借入金についても同様に期限の利益を喪失する可能性があります。当該借入金について、当社は、借入先金融機関との間で 2018 年 6 月 29 日までの期限の利益喪失要求の一時的留保について合意を得ています。2018 年 6 月 30 日以降においても、借入先金融機関に対して引き続き期限の利益喪失の権利行使に対する放棄(Waive)を得るための施策を最大限継続的に行ってまいります。

さらに、当社には、建設業法に基づく特定建設業の許可等が必要となる事業がありますが、特定建設業の許可等の更新には、一定の財産的基礎を有することが必要とされています。当社の特定建設業の許可の有効期限は 2017 年 12 月でしたが、特定建設業の許

可等を有している子会社を承継会社とした会社分割を行うなどの対策を行いました。結果、特定建設業の許可等が得られないことで生じる事業への悪影響の懸念はなくなりました。

以上により、2018年5月15日現在、上述の対応をすることにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は解消しています。

## 2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### (重要な会計方針)

#### 1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しています。ただし、同条第3項において準用する同規則第120条第1項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

#### 2) 棚卸資産

原材料並びに在庫販売目的の製品及び仕掛品は、取得原価あるいは正味実現可能価額のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は主として平均法により算定されています。注文販売目的の製品及び仕掛品については取得原価あるいは予想実現可能価額のいずれか低い価額で計上されており、取得原価は累積製造原価により算定されています。

#### 3) 投資有価証券及びその他の投資

市場性のある有価証券すべてを売却可能有価証券に分類し、公正価値で報告するとともに税効果考慮後の未実現保有損益をその他の包括利益(損失)累計額に含めています。市場価格のないその他の投資は取得原価で計上しています。有価証券の売却に伴う実現損益は、売却時点の個別保有銘柄の平均原価に基づいています。市場性のある有価証券及びその他の投資について、公正価値の下落が一時的でない下落か否かの評価を、市場価格の下落の程度とその期間、被投資会社の財政状態及び今後の見通し並びに当該有価証券の今後の保有方針等の観点から定期的に行っています。そのような一時的でない公正価値の下落が発生している場合、当社グループはその下落分について評価損を計上しています。

#### 4) 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却の方法は、主として定額法を採用しています。

#### 5) 長期性資産の減損

のれん及び耐用年数が確定できない無形資産を除く長期性資産について、資産の帳簿価額を回収できない可能性を示す事象や状況の変化が生じた場合には、割引前予想キャッシュ・フローに基づいて減損の有無を評価しています。当該資産の帳簿価額を回収できないと判定された場合は、公正価値に基づき評価損を計上しています。公正価値は、リスクに

見合う割引率を用いて算出した予想キャッシュ・フローの現在価値に基づいて測定されます。売却予定の長期性資産の場合、減損には売却費用も含まれます。売却以外の処分予定の長期性資産は、処分するまで保有かつ使用される資産として分類します。

#### 6) のれん及びその他の無形資産

ASC 350「無形資産－のれん及びその他」に準拠し、のれん及び耐用年数が確定できない無形資産について、償却をしないかわりに少なくとも1年に一度は減損のテストを行っています。耐用年数が明らかな無形資産は、主として技術関連無形資産及びソフトウェアであり、それらは、契約期間または見積利用期間にわたり定額法により償却しています。

#### 7) 貸倒引当金

受取債権に対する貸倒引当金は貸倒の実績、滞留状況の分析及び個別に把握された回収懸念債権を総合的に勘案し計上されています。法的な償還請求を含め、すべての債権回収のための権利が行使されてもなお回収不能な場合に、当該受取債権の全部または一部は回収不能とみなされ、貸倒引当金が充当されます。

#### 8) 未払退職及び年金費用

当社及び一部の子会社は、従業員を対象とした種々の退職金及び退職年金制度を有しています。退職金制度の改訂によって生じた過去勤務費用は、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。また、予測給付債務または年金資産のいずれか大きい金額の10%を超える未認識の保険数理上の損益についても、給付を受けると予想される従業員の平均残存勤務期間にわたって償却されます。

#### 9) 新会計基準の適用

当社は、2016年12月15日より後に開始する第1四半期連結会計期間から、「Accounting Standards Updates」(以下「ASU」という。)2015-17を適用し、連結貸借対照表において、すべての繰延税金資産及び繰延税金負債を非流動区分に分類した上で、同じ納税単位または課税管轄地に帰属する繰延税金資産及び繰延税金負債を非流動区分内で相殺して開示しています。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

#### 1) 保証債務及び保証類似行為

94,256 百万円

#### 2) 重要な係争事件

当社は、2015年2月、証券取引等監視委員会から金融商品取引法第26条に基づき報告命令を受け、工事進行基準案件等について開示検査を受けました。その後、第三者委員会を設置し調査を行った結果、不正な会計処理を継続的に実行してきたことが判明し、過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。当社の不正な財務報告について、米国カリフォルニア州において、米国預託証券等の保有者によって当社を被告とした集団訴訟が提起され、当社は、米国証券関連法令の適用がないこと等を理由に、本件集団訴訟の棄却を裁判所に申し立てていましたが、米国時間2016年5月20日付で本集団訴訟を棄却する旨の決定がなされました。なお、本件決定については、米国時間2016年7月25日付で原告が上訴しました。

また、国内においても、当社の不正な会計処理により損害を被ったとして、複数の損害賠償請求を受けており、当社は合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。これまでに、海外機関投資家等からのそれぞれ16,106百万円、21,759百万円、43,890百万円、9,227百万円、33,000百万円、823百万円及び414百万円を請求する2016年6月付、2017年4月付、同年4月付、同年6月付、同年9月付、同年9月付及び同年10月付の提起の訴訟、日本トラスティ・サービス信託銀行からのそれぞれ1,262百万円、11,993百万円及び572百万円を請求する2016年5月付、同年8月付及び2017年9月付提起の訴訟、日本マスタートラスト信託銀行等からのそれぞれ5,105百万円及び13,114百万円を請求する2017年3月付提起の訴訟、資産管理サービス信託銀行株式会社等からの14,001百万円を請求する2017年3月付提起の訴訟等が係属しています。なお、今後も株主等から当社に対して訴訟が提起される可能性があります。

当社グループは全世界において事業活動を展開しており、上記に記載しているものの他にも、訴訟やその他の法的手続に関与し、当局による調査を受けています。地域ごとの裁判制度等の違いやこれらの手続は本来見通しがつきにくいものであることから、通常の想定を超えた金額の支払が命じられる可能性も皆無ではありません。このため、これらについて当社グループに不利益な決定がなされた場合、その決定の内容によっては当社グループの事業、業績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。しかしながら、当社グループが現在知りうるかぎり、これらの争訟は当社グループの財政状態及び経営成績に直ちに重大な影響を及ぼすものではないと当社グループは考えています。

#### 4. 非継続事業

##### 1) WEC グループにおける原子力事業

当社は、2017年3月29日付「当社海外連結子会社ウェスチングハウス社等の再生手続の申立について」において公表したとおり、これまでセグメントにおけるエネルギーシステムソリューションに含めて報告していましたがWEC及びその米国関係会社並びに米国外の事業会社群の持株会社である東芝原子力エネルギーホールディングス(英国)社(上記会社群を以下「申立対象会社」という。)が、米国時間2017年3月29日に米国連邦倒産法第11章に基づく再生手続を申し立てることを決議し、同日付でニューヨーク州連邦破産裁判所に申し立てました。またWECグループは、再生手続の開始により、当社の実質的な支配から外れるため、当社の連結子会社から外れました。

申立対象会社の米国連邦倒産法第11章の申し立ては、海外原子力(AP1000)事業のリスクを遮断することを目指す当社の方針にも合致しており、主要なビジネス・ラインの処分に該当し、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績等に重要な影響をもたらす戦略上の変更になります。そのため、ASC 205-20に従い、当該処分グループの財政状態及び経営成績を連結貸借対照表及び連結損益計算書において、非継続事業として区分表示しています。

非継続事業として組み替えて表示された当該処分グループの経営成績(継続事業となる当社グループとの取引消去前)は以下のとおりです。

なお、連結貸借対照表に含まれる当該処分グループの資産・負債に重要性はありません。

#### 経営成績

売上高及びその他の収益	272,925百万円
売上高	-百万円
その他の収益	272,925百万円
売上原価及び費用	16,789百万円
売上原価	-百万円
販売費及び一般管理費	-百万円
その他の費用	16,789百万円
非継続事業からの税金等調整前当期純利益	256,136百万円
法人税等	-百万円
非継続事業からの非支配持分控除前当期純利益	256,136百万円
非継続事業からの非支配持分に帰属する当期純損益(控除)	-百万円
非継続事業からの当社株主に帰属する当期純利益	256,136百万円

その他の収益は、主に代位債権(求償権)を含む債権の売却益であり、また、当社が保証をしていた工事が完了したこと等による債務保証損失引当金もしくは貸倒引当金の戻入益が含まれています。その他の費用は、主にカザトンプロム社によるプットオプション行使に伴い当社が追加取得した WEC グループの持株会社株式の評価損であり、L/C(信用状)手数料に関連して当社が計上した WEC グループ向け債権に対する貸倒引当金繰入額が含まれていません。

当社は、米国時間 2017 年 6 月 9 日に、米国ジョージア電力社他と、WEC の新型原子炉「AP1000」2 基の建設プロジェクトに関する当社親会社保証について、サザン電力(米国ジョージア電力社の親会社)に 3,680 百万米ドル(4,126 億円)を 2017 年 10 月から 2021 年 1 月までの間に分割にて支払うことで合意しました。また、当社は、米国時間 2017 年 7 月 27 日に、米国サウスカロライナ電力&ガス社他とも、WEC の新型原子炉「AP1000」2 基の建設プロジェクトに関する当社親会社保証について、スキャナ電力(米国サウスカロライナ電力&ガス社他の親会社)に 2,168 百万米ドル(2,448 億円)を 2017 年 10 月から 2022 年 9 月までの間に分割にて支払うことで合意しました。これらの合意に伴い、当社の保証責任は今回合意した金額を上限として固定され、親会社保証にかかる追加の費用負担を遮断したことになります。そして、今後、プロジェクトコストの増加等の如何なる事情を問わず、保証上限額以外の建設プロジェクト関連費用を当社に請求しないことを合意しています。

さらに、第三者割当により調達した資金をもとに、米国ジョージア電力社他と、親会社保証の当初和解金額上限である 3,680 百万米ドル(4,126 億円)から既支払分 455 百万米ドル(512 億円)を除く、3,225 百万米ドル(3,614 億円)を一括で支払うことに合意し、2017 年 12 月 14 日に支払を完了しました。また、米国サウスカロライナ電力&ガス社他が親会社保証の債権を売却したシティグループ・ファイナンシャル・プロダクツ社と、親会社保証の当初和解金額上限の 2,168 百万米ドル(2,448 億円)から既支払分 247.5 百万米ドル(279 億円)及び先取特権の精算分 60 百万米ドル(67 億円)を除く、1,860.5 百万米ドル(2,102 億円)を一括で支払うことに合意し、2018 年 1 月 12 日に支払を完了しました。さらに、上記の親会社保証に基づく債権者との関係を清算することで、WEC に対して当社が負担した金額の弁済を求めることができる代位債権(求償権)を取得しました。当社は、当該代位債権(求償権)を含む債権及び WEC 関連の保有株式を譲渡する契約を米国法人 The Baupost Group LLC 傘下のコンソーシアムである Nucleus Acquisition LLC 及び Brookfield WEC Holdings LLC とそれぞれ締結し、債権譲渡については 2018 年 1 月 23 日に完了しました。

2018 年 3 月 31 日現在、電力会社向け以外の親会社保証が一部残存しており、連結貸借対照表上、その他の流動負債に計上されています。



継続事業となる当社グループと当該処分グループとの間に重要な継続的関与に該当する事項はありません。

非継続事業として組み替えて表示された当該処分グループの有形固定資産の減価償却費及び無形資産の償却費、資本的支出はありません。

## 2) メモリ事業

当社は、これまでセグメントにおけるストレージ&デバイスソリューションに含めて報告していましたメモリ事業のさらなる成長に必要な経営資源を確保し、併せて当社グループの財務体質を強化するため、メモリ事業についてマジョリティ譲渡を含む外部資本の導入を検討し、2017年4月1日には、当社の連結子会社であるTMCが同事業を会社分割により承継しました。

2017年9月20日開催の取締役会において、当社は、ベインキャピタル社を軸とする企業コンソーシアムにより組成される買収目的会社である株式会社Pangea(以下「譲受会社」という。)に対して、TMCの全株式を譲渡(以下「本件株式譲渡」という。)し、譲受会社との間で株式譲渡契約を締結する旨を決議し、同月28日に株式譲渡契約を締結しました。本件株式譲渡は、今後、各国競争法等の必要な手続を経た後に完了します。また、当社は、TMCの本件株式譲渡後における安定的な事業の移管実現を目的に、譲受会社に対して一部再出資を行うことを予定しています。

本件株式譲渡に関しては、メモリ事業提携先のサンディスク社が、メモリ事業のTMCへの分社化にあたり当社がサンディスク社との合弁会社の持分をサンディスク社の同意なくTMCに承継させたこと、及び、本件株式譲渡の実行が、当社とサンディスク社との間で締結した契約に違反すると主張し、国際仲裁裁判所において仲裁を申し立てていましたが、和解契約を2017年12月13日に締結したことにより、国際仲裁裁判所の仲裁により本件株式譲渡が完了できなくなる懸念は解消されました。また、必要な競争法当局の承認の取得など本件株式譲渡実行に関する前提条件の充足についても、当連結会計年度において進展しています。このように本件株式譲渡が完了する蓋然性が高まった結果、当社は、2017年12月31日時点においてTMC及びその子会社等を売却目的の資産に分類し、2018年3月31日現在においても継続しています。これらの決定は、当社グループの事業運営、財政状態及び経営成績等に重要な影響をもたらす戦略上の変更となります。そのため、ASC 205-20に従い、当該処分グループの財政状態及び経営成績を連結貸借対照表及び連結損益計算書において、非継続事業として区分表示しています。

非継続事業として組み替えて表示された当該処分グループの財政状態及び経営成績(継続事業となる当社グループとの取引消去前)は以下のとおりです。

#### 財政状態

##### 資産

現金及び現金同等物	32,299 百万円
受取手形及び売掛金	237,747 百万円
棚卸資産	160,726 百万円
短期貸付金	146,392 百万円
有形固定資産	491,889 百万円
持分法投資勘定	268,493 百万円
その他の資産	244,250 百万円
	<hr/>
	1,581,796 百万円

##### 負債

支払手形及び買掛金	79,749 百万円
未払金及び未払費用	339,964 百万円
未払法人税等及びその他の未払税金	90,252 百万円
未払退職及び年金費用	43,633 百万円
その他の負債	83,791 百万円
	<hr/>
	637,389 百万円

## 経営成績

売上高及びその他の収益	1,265,075 百万円
売上高	1,249,996 百万円
その他の収益	15,079 百万円
売上原価及び費用	795,209 百万円
売上原価	676,515 百万円
販売費及び一般管理費	105,050 百万円
その他の費用	13,644 百万円
非継続事業からの税金等調整前当期純利益	469,866 百万円
法人税等	26,012 百万円
非継続事業からの非支配持分控除前当期純利益	443,854 百万円
非継続事業からの非支配持分に帰属する当期純損益(控除)	- 百万円
非継続事業からの当社株主に帰属する当期純利益	443,854 百万円

2017年4月1日における当社メモリ事業に係る会社分割は、外部資本導入を視野に実施したものであり、完全支配関係の継続が見込まれないことから、税務上の適格要件を満たさず、非適格分割として取り扱われます。非適格分割の場合、分割時の時価による譲渡がなされたものとして扱われ、時価と帳簿価額との差額は譲渡損益として課税対象となります。株式譲渡契約締結に伴い、当該会社分割に係る承継資産・負債の時価が確定し、税金費用を計上する一方、当該非適格分割に係る繰延税金資産に対して評価性引当金を計上しています。また、米国原子力発電所建設プロジェクトにおいて当社が電力会社に提供していた親会社保証の早期弁済を行うことで、WEC に対して当社が負担した金額の弁済を求められることができる代位債権(求償権)を取得し、当該代位債権(求償権)を含む債権及び保有株式を譲渡する契約を米国法人 Nucleus Acquisition LLC 及び Brookfield WEC Holdings LLC とそれぞれ締結しました。この債権譲渡は 2018 年 1 月に完了し、保有株式の譲渡については同年 3 月末までには完了しなかったものの、法人税法施行令 68 条 2 項ロの規定により、「発行する法人の資産状態が著しく悪化したため、その価額が著しく低下した」状態にあると判断し、株式の評価損を当期に損金算入しました。非継続事業であるとともに同一の納税主体となるため、当該税金軽減効果を享受することができた結果、当社の当連結会計年度における法定実効税率 30.9% とメモリ事業の税金費用・税金等調整前当期純利益との間に大きな差異が生じています。

非継続事業として組み替えて表示された当該処分グループの有形固定資産の減価償却費及び無形資産の償却費、資本的支出は以下のとおりです。

有形固定資産の減価償却費及び 無形資産の償却費	36,402 百万円
資本的支出	230,092 百万円

## 5. 金融商品に関する注記

### 1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、短期的な預金を主体として資金運用しています。また社債発行及び銀行等金融機関からの借入等により資金を調達しています。投資有価証券は主として株式であり、市場性のある有価証券については、市場価格により公正価値を評価しています。

社債及び長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金です。

当社グループは通常のリスク管理の一環として、主に先物為替予約、金利スワップ契約、通貨スワップ契約といった様々な金融派生商品をリスクを軽減するために利用しています。また、当社は在外事業体への投資にかかる為替変動のヘッジを目的として、為替予約及び外貨建借入金を利用しています。

当社グループは、金融派生商品のリスク管理、承認、報告及び監視に係る方針及び規程を有しています。当社グループの方針はトレーディング目的の金融派生商品の保有または発行を禁止しています。

### 2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における連結貸借対照表計上額、公正価値及びその差額は以下のとおりです。

	連結貸借対照表計上額	公正価値	差額
金融商品に関する負債			
社債及び長期借入金	587,992 百万円	576,938 百万円	11,054 百万円

上記の表は、公正価値が貸借対照表計上額とほぼ同額である金融商品、リース関連の金融商品、そして、貸借対照表計上額と同額である投資有価証券及びその他の投資、及び金融派生商品を除いています。

当社グループは、これらの金融商品の公正価値を見積るに当たって、期末時点での市場情勢とリスクの見積りに基づいた種々の方法及び仮定を用いています。現金及び現金同等物、受取手形及び売掛金、短期借入金、支払手形及び買掛金並びに未払金及び未払費用を

含む一定のものは、その大部分が満期までの期間が短いため、貸借対照表計上額と公正価値はほぼ同額であるとみなしています。投資有価証券及びその他の投資の一部は、公表されている市場価格を用いています。社債及び長期借入金の公正価値は、公表されている市場価格により、あるいは公表されている市場価格が存在しない場合には将来のキャッシュ・フローの見積割引現在価値により見積っています。その他の金融商品の公正価値の決定には、将来キャッシュ・フローの見積割引現在価値及び再取得価額等の手法が用いられています。これらの公正価値は、必ずしも期末日現在での市場における実現可能額を示していません。原価法により評価される市場性のない有価証券については、公正価値を見積ることが実務上困難であるため、「投資有価証券及びその他の投資」には含めていません。

#### 6. 1株当たり情報に関する注記

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、期中の加重平均発行済普通株式数に基づき計算されます。

##### 1株当たり継続事業からの当期純利益

基本的1株当たり継続事業からの当社株主に帰属する当期純利益	21円 73銭
-------------------------------	---------

##### 1株当たり非継続事業からの当期純利益

基本的1株当たり非継続事業からの当社株主に帰属する当期純利益	141円 16銭
--------------------------------	----------

##### 1株当たり当期純利益

基本的1株当たり当社株主に帰属する当期純利益	162円 89銭
------------------------	----------

なお、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載していません。

## 7. 重要な後発事象

東芝原子力エネルギーホールディングス(米国)社及び東芝原子力エネルギーホールディングス(英国)社株式の譲渡

米国連邦倒産法第 11 章に基づく再生手続を申し立てた WEC を含む申立対象会社(以下「WEC を含む申立対象会社」という。)への対応に要する社内リソースを削減し、また、WEC を含む申立対象会社との資本関係を切り離すことで、リスクの遮断を早期に実現するために、当社は、WEC の持株会社である東芝原子力エネルギーホールディングス(米国)社(以下「TNEH(US)」という。)及び東芝原子力エネルギーホールディングス(英国)社(以下「TNEH(UK)」という。)の全株式を合計対価 1 米ドル(約 106 円)で米国法人 Brookfield WEC Holdings LLC(以下「BWH 社」という。)に譲渡することを決定し、2018 年 1 月 17 日(米国現地時間)に株式譲渡契約を締結しました。

TNEH(US)については、必要な手続を経て、2018 年 4 月 6 日(米国現地時間)に当社保有全株式の譲渡が完了しました。今回の譲渡完了により、TNEH(US)及び TNEH(US)傘下子会社である TSB Nuclear Energy USA Group Inc.並びに WEC Insurance Limited も当社グループの連結子会社の範囲から除外されます。

残る TNEH(UK)の譲渡手続については、BWH 社及び WEC と共に引き続き各規制当局への対応を続けていきます。

### エルシーコラテラルエスピーヴィ社の持分譲渡

当社は、WEC が取引する金融機関のために担保提供を行う等、資金の管理運用を目的として設立した当社の連結子会社であるエルシーコラテラルエスピーヴィ社(以下「LCC 社」という。)の全持分を抛出担保額の将来の返金実現の不確実性及び返金時期の不透明性排除の観点から米国法人 LC SPV ACQUISITION LLC(以下「LSA 社」という。)へ譲渡する契約を 2018 年 1 月 17 日(米国現地時間)に締結しました。

譲渡完了のために必要なすべての手続を完了し、2018 年 4 月 2 日(米国現地時間)に全持分の譲渡が完了しました。本持分の譲渡価格は 100 百万米ドル(約 106 億円)であり、当持分譲渡に係る売却損益は、2018 年度第 1 四半期連結会計期間に計上する予定です。

なお、最終的な譲渡先は、LSA 社から LSA 社と同じ米国法人 The Baupost Group LLC 傘下の米国法人 ALKYRIS CAPITAL L. L. C.(以下「ALKYRIS 社」という。)へ変更となりました。この変更は、LSA 社が LCC 社譲渡契約上の権利及び義務を ALKYRIS 社に譲渡したことに伴う変更であり、譲渡契約における当社の履行義務、責任範囲の変更は一切ありません。

今回の譲渡完了により、LCC 社は当社グループの連結子会社の範囲から除外されます。

## 東芝病院事業の譲渡

当社は、地域のニーズに沿った医療への貢献をより一層実現させるために、2017年11月30日に東芝病院にかかる事業の全部をカマチグループに所属する医療法人社団緑野会に譲渡する事業譲渡契約を締結しました。本契約締結を受け、医療法に基づく承継後の病院開設及び使用許可取得などの必要な手続を進めた結果、2018年4月1日に本譲渡は完了しました(2018年3月末時点の譲渡事業の資産及び負債はそれぞれ約37億円、約15億円)。

本件譲渡価額は、約275億円であり、当事業譲渡に係る売却益 約253億円は、2018年度第1四半期連結会計期間に計上する予定です。

## 8. その他の注記

㈱東芝の貸借対照表の資本準備金及び資本金の額の減少並びにその他資本剰余金の処分

繰越利益剰余金の欠損てん補を行い、早期に財務体質の健全化を図るとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するため、当社は、2018年5月15日開催の取締役会において、日本の会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の減少(299,999百万円)について決議する予定であり、また、日本の会社法第447条第1項の規定に基づき2018年6月27日開催の第179期定時株主総会に㈱東芝の貸借対照表の資本金の額の減少(299,999百万円)について付議すること、及び日本の会社法第452条の規定に基づき㈱東芝の貸借対照表のその他資本剰余金の処分(758,687百万円)(資本準備金及び資本金の額の減少により増加した額を含む)を決議する予定です。

## 個 別 注 記 表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、2017年3月期において特別損失に海外原子力事業撤退損失1,298,233百万円を計上したことを主因に債務超過となり、2017年3月31日現在の株主資本は△735,262百万円、純資産は△730,337百万円になりました。また、当該巨額の損失に関連した当社親会社保証の支出等を考慮すると、当社の今後の資金環境は厳しい状況となることが見込まれていたため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在していました。

当社は、当該状況を解消すべく、2017年11月19日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行(以下「本第三者割当」という。)を決議し、本第三者割当による新株式の発行総額である約600,000百万円(新株式1株あたりの発行価格262.8円、新株式の総数2,283,105,000株)の払込みを同年12月5日に完了しました。

また、本第三者割当により調達した資金をもとに、米国ジョージア電力社他(ジョージア電力社はサザン電力社の100%子会社。他オーナーはオグルソープ電力社、ジョージア州電力公社及びジョージア州ダルトン市)と、親会社保証の当初和解金額上限である3,680百万米ドル(4,126億円)から既支払分455百万米ドル(512億円)を除く、3,225百万米ドル(3,614億円)を一括で支払うことに合意し、2017年12月14日に支払を完了しました。また、米国サウスカロライナ電力&ガス社他(V.C サマー原子力発電所2号機、3号機の建設プロジェクトの共同オーナーである、サウスカロライナ電力&ガス社及びサウスカロライナ州公共サービス機関)が親会社保証の債権を売却したシティグループ・ファイナンシャル・プロダクツ社と、親会社保証の当初和解金額上限の2,168百万米ドル(2,448億円)から既支払分247.5百万米ドル(279億円)及び先取特権の精算分60百万米ドル(67億円)を除く、1,860.5百万米ドル(2,102億円)を一括で支払うことに合意し、2018年1月12日に支払を完了しました。この結果、当社の将来の支出負担は大きく軽減し、当社の資金環境は大幅に改善しました。さらに、上記の親会社保証に基づく債権者との関係を清算することで、WECに対して当社が負担した金額の弁済を求めることができる代位債権(求償権)を取得しました。当社は、当該代位債権(求償権)を含む債権及びWEC関連の保有株式を譲渡する契約を米国法人 The Baupost Group LLC 傘下のコンソーシアムである Nucleus Acquisition LLC 及び Brookfield WEC Holdings LLC とそれぞれ締結し、債権譲渡については2018年1月23日に完了しました。この債権譲渡完了により、債権売却益2,416億円(税引後の当期純利益1,669億円)を計上した他、東芝メモリ株(以下「TMC」という。)の非適格分割により発生した税額負担を2,445億円軽減したことにより、当社の株主資本はさらに改善し、2018年3月31日現在では債務超過が解消され、2018年3月31日現在の株主資本は42,204百万円、純資産は48,416百万円になりました。

当社は、ベインキャピタル社を軸とする企業コンソーシアムにより組成される買収目的会社である株式会社Pangeaに対して、TMCの全株式を譲渡価格2兆円にて譲渡する契約を2017



年9月28日付で締結しました。このTMC株式譲渡に関しては、メモリ事業提携先のサンディスク社(同社を買収したウエスタンデジタル社の子会社)が、メモリ事業のTMCへの分社化にあたり当社がサンディスク社との合弁会社の持分をサンディスク社の同意なくTMCに承継させたこと、及び、TMC株式譲渡の実行が、当社とサンディスク社との間で締結した契約に違反すると主張し、国際仲裁裁判所において仲裁を申し立てていましたが、和解契約を2017年12月13日に締結したことにより、国際仲裁裁判所の仲裁によりTMC株式譲渡が完了できなくなる懸念は解消されました。また、必要な競争法当局の承認の取得などTMC株式譲渡実行に関する前提条件の充足についても、当年度において進展しています。このようにTMC株式譲渡が完了する蓋然性が高まった結果、当社は、2017年12月31日時点においてTMC及びその子会社等を、当社連結決算における売却目的資産に分類し、2018年3月31日現在においても継続しています。

当社は、TMCの株式譲渡を完了するまでの資金繰りについては、主要借入先金融機関との間で総額4,000億円のコミットメントライン契約を締結しており、資金需要に応じて随時借入が実行できる状態です。当該コミットメントライン契約は、2018年5月31日までの契約期間となっていますが、売却目的資産であるTMCの全株式が担保提供されており、継続企業の前提に関する重要な疑義が発生した2017年4月以降、複数回更新されてきていること、そしてTMCの株式譲渡が完了した時点で当社の現預金は長短借入金等を上回ることになる見込みであること等を考えると、当社の資金繰りに実質的な問題はないものと判断しております。

また、2017年3月期における当社の財政状態の悪化と2016年12月28日付の格付機関による当社格付の引下げにより、当社の2018年3月31日現在の貸借対照表における長短借入金等計503,680百万円のうち、主要借入先金融機関が貸し手であるシンジケートローン契約に基づく借入金残高80,000百万円が財務制限条項に抵触しています。なお、当社が当該借入金について期限の利益を喪失した場合、社債その他の借入金についても同様に期限の利益を喪失する可能性があります。当該借入金について、当社は、借入先金融機関との間で2018年6月29日までの期限の利益喪失要求の一時的留保について合意を得ています。2018年6月30日以降においても、借入先金融機関に対して引き続き期限の利益喪失の権利行使に対する放棄(Waive)を得るための施策を最大限継続的に行っていきます。

さらに、当社には、建設業法に基づく特定建設業の許可等が必要となる事業がありますが、特定建設業の許可等の更新には、一定の財産的基礎を有することが必要とされています。当社の特定建設業の許可の有効期限は2017年12月でしたが、特定建設業の許可等を有している子会社を承継会社とした会社分割を行うなどの対策を行いました。結果、特定建設業の許可等が得られないことで生じる事業への悪影響の懸念はなくなりました。

以上により、2018年5月15日現在、上述の対応をすることにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は解消しています。

## 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています)

時価のないもの…移動平均法による原価法

### (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…時価法

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品……………個別法による原価法又は移動平均法による原価法

原材料及び貯蔵品……………移動平均法による原価法

仕掛品……………個別法による原価法又は総平均法による原価法

貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。

### (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物が3～60年、機械及び装置が3～17年です。

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しています。なお、市場販売目的のソフトウェアは、見込販売数量に基づく方法又は残存有効期間(3年以内)に基づく定額法を採用しており、自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法を採用しています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

### (5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社に対する出資金額等に係る損失負担見込額を超えて当社が負担することが見込まれる額等を引当計上しています。

#### 訴訟損失引当金

訴訟や係争案件等の将来発生する可能性のある偶発損失に備えるため、偶発事象ごとに個別のリスクを検討し、合理的に算定した損失見込額を計上しています。

#### 債務保証損失引当金

将来の債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し損失負担見込額を計上しています。

#### 退職給付引当金

退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法によりそれぞれ発生の翌期から費用処理しています。

#### (6) 収益及び費用の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を適用しています。

#### (7) ヘッジ会計の方法

##### ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっています。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっています。

##### ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ、外貨建借入金等

ヘッジ対象…外貨建債権及び債務、外貨建予定取引、借入金、在外事業体に対する投資等

##### ヘッジ方針

為替リスク及び金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、当社の実需の範囲内でヘッジを行っています。

##### ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しています。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しています。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

(9) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(10) 記載金額の表示

記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

「未収入金」は、前事業年度まで「流動資産」の「その他」に含めて表示していましたが、当事業年度において重要性が増したため、区分掲記しています。なお、前事業年度の「流動資産」の「その他」に含まれている「未収入金」は102,488百万円です。

(損益計算書)

「受取賃貸料」は、前事業年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示していましたが、当事業年度において重要性が増したため、区分掲記しています。なお、前事業年度の「営業外収益」の「その他」に含まれている「受取賃貸料」は9,055百万円です。

「支払手数料」は、前事業年度まで「営業外費用」の「その他」に含めて表示していましたが、当事業年度において重要性が増したため、区分掲記しています。なお、前事業年度の「営業外費用」の「その他」に含まれている「支払手数料」は1,604百万円です。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	4,122 百万円
土地	2,783 百万円
投資有価証券	19,822 百万円
関係会社株式	545,658 百万円
(内、東芝メモリ(株))	479,128 百万円)
投資その他の資産 その他	6,768 百万円

当社は金融機関からの借入金(短期借入金 80,000 百万円、長期借入金 243,680 百万円)、並びに子会社、関連会社及びグループ外の会社の金融機関からの借入に対する保証債務の一部に関して、当社グループ会社と連帯して担保を差し入れています。上記の資産は当社が差し入れている担保になります。

現金及び預金	30,060 百万円
--------	------------

上記の資産は担保付社債 30,000 百万円及び社債利子に係る担保です。

(2)有形固定資産減価償却累計額 133,308 百万円

(3)保証債務及び保証類似行為

分社化に伴う移管契約、リース債務、発行した社債及び金融機関からの借入等に対して、次のとおり保証を行っています。

(単位:百万円)

被 保 証 者	保 証 債 務 及 び 保 証 類 似 行 為 残 高
東芝エネルギーシステムズ(株)	242,759
フラッシュフoward合同会社	48,303
ニュージェネレーション社	23,814
フラッシュアライアンス(有)	20,540
東芝ジェイエスダブリュー・パワー システム社	19,809
そ の 他	72,418
合 計	427,645

(4)重要な係争事件

当社は、2015年2月、証券取引等監視委員会から金融商品取引法第26条に基づき報告命令を受け、工事進行基準案件等について開示検査を受けました。その後、第三者委員会を設置し調査を行った結果、不正な会計処理を継続的に実行してきたことが判明し、過年度の有価証券報告書等の訂正を行いました。当社の不正な財務報告について、米国カリフォルニア州において、米国預託証券等の保有者によって当社を被告とした集団訴訟が提起され、当社は、米国証券関連法令の適用がないこと等を理由に、本件集団訴訟の棄却を裁判所に申し立てていましたが、米国時間2016年5月20日付で本集団訴訟を棄却する旨の決定がなされました。なお、本件決定については、米国時間2016年7月25日付で原告が上訴しました。

また、国内においても、当社の不正な会計処理により損害を被ったとして、複数の損害賠償請求を受けており、当社は合理的に見積り可能な金額を引当計上しています。これまでに、海外機関投資家等からのそれぞれ16,106百万円、21,759百万円、43,890百万円、9,227百万円、33,000百万円、823百万円及び414百万円を請求する2016年6月付、2017年4月付、同年4月付、同年6月付、同年9月付、同年9月付及び同年10月付の提起の訴訟、日本ト

ラストィ・サービス信託銀行からのそれぞれ 1,262 百万円、11,993 百万円及び 572 百万円を請求する 2016 年 5 月付、同年 8 月付及び 2017 年 9 月付提起の訴訟、日本マスタートラスト信託銀行等からのそれぞれ 5,105 百万円及び 13,114 百万円を請求する 2017 年 3 月付提起の訴訟、資産管理サービス信託銀行株式会社等からの 14,001 百万円を請求する 2017 年 3 月付提起の訴訟等が係属しています。なお、今後も株主等から当社に対して訴訟が提起される可能性があります。

当社グループは全世界において事業活動を展開しており、上記に記載しているものの他にも、訴訟やその他の法的手続に関与し、当局による調査を受けています。地域ごとの裁判制度等の違いやこれらの手続は本来見通しがつきにくいものであることから、通常の想定を超えた金額の支払が命じられる可能性も皆無ではありません。このため、これらについて当社グループに不利益な決定がなされた場合、その決定の内容によっては当社グループの事業、業績や財政状態に悪影響を与える可能性があります。しかしながら、当社グループが現在知りうるかぎり、これらの争訟は当社グループの財政状態及び経営成績に直ちに重大な影響を及ぼすものではないと当社グループは考えています。

#### (5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	96,770 百万円
短期金銭債務	808,155 百万円

#### 5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社に対する売上高	222,217 百万円
(2) 関係会社からの仕入高	267,262 百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	99,730 百万円
(4) 海外原子力事業関連利益	

当社は、米国におけるウェスチングハウスエレクトリックカンパニー社(以下、「WEC」という。)の新型原子炉「AP1000」建設プロジェクトに関する当社親会社保証の責任上限額全額の早期弁済により取得した WEC に対する代位債権(求償権)、並びに当社が WEC を含む申立対象会社(注)に関連して保有するその他の債権を、米国 The Baupost Group LLC 傘下のコンソーシアムである Nucleus Acquisition LLC へ譲渡し、代位債権売却益を計上(241,558 百万円)しました。

また、WEC が取引する金融機関のために担保提供を行う等、資金の管理運用を目的として設立したエルシーコラテラルエスピーヴィ社にて、担保提供が一部不要となったため、当社へ出資の払い戻しを行った結果、有償減資払戻差益の計上(14,767 百万円)を行いました。

上記が主な要因として、特別利益に 274,259 百万円を計上しています。

(注)米国連邦倒産法第 11 章に基づく再生手続きを開始した WEC 及びその米国関係会社並びに米国外の事業会社群の持株会社である東芝原子力エネルギーホールディングス(英国)社。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当期末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,520,707,026 株

(2) 当期末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 4,248,471 株

(3) 剰余金の配当に関する事項

決議	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2017年4月11日 取締役会	0円	0円	2017年3月31日	—
2017年9月21日 取締役会	0円	0円	2017年9月30日	—
2018年5月15日 取締役会(予定)	0円	0円	2018年3月31日	—

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、株式評価損、訴訟損失引当金、退職給付引当金の否認等であり、全額評価性引当金を計上しています。

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等です。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

(単位:百万円)

種類	会社名	議決権等の所有割合(注2)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東芝エレクトロニクス台湾社	所有 100.0%	当社製品の販売等	当社製品の販売(注3)	54,452	売掛金	-
子会社	東芝情報機器フィリピン社	所有 100.0%	仕入等	仕入(注4)	69,395	買掛金	-
子会社	マンジュロッティ社(注1)	所有 70.0%	資金の貸付等	債権放棄(注5)	18,930	-	-
子会社	東芝メモリ㈱	所有 100.0%	資金の借入等 会社分割	資金の預り(注6)(注7)	-	預り金	146,351
				利息の支払(注6)(注7)	8,664	未払費用	731
				有価証券の預り(注8)	64,935	-	-
				有価証券の返還(注9)	65,181	-	-
				会社分割(注10)			
			分割資産	739,280	-	-	
			分割負債	129,758	-	-	
子会社	東芝エネルギーシステムズ㈱	所有 100.0%	資金の借入等 会社分割 債務保証等	資金の預り(注6)(注7)	-	預り金	113,662
				利息の支払(注6)(注7)	521	未払費用	138
				会社分割(注10)			
				分割資産	556,166	-	-
				分割負債	429,464	-	-
			-	-	債務保証等(注13)	242,759	
			-	-	被債務保証等(注14)	-	
子会社	東芝デバイス&ストレージ㈱	所有 100.0%	資金の借入等 会社分割	資金の預り(注6)(注7)	-	預り金	82,124
				利息の支払(注6)(注7)	1,129	未払費用	154
				会社分割(注10)			
				分割資産	314,215	-	-
				分割負債	242,455	-	-
			-	-	被債務保証等(注14)	-	
子会社	東芝デジタルソリューションズ㈱	所有 100.0%	資金の借入等 会社分割	資金の預り(注6)(注7)	-	預り金	55,225
				利息の支払(注6)(注7)	1,576	未払費用	131
				会社分割(注10)			
				分割資産	29,458	-	-
				分割負債	25,458	-	-
			-	-	被債務保証等(注14)	-	
子会社	東芝ブランドシステムズ㈱	所有 51.5%	資金の借入等	資金の預り(注6)(注7)	-	預り金	82,800
			利息の支払(注6)(注7)	222	未払費用	170	
子会社	㈱ニューフレアテクノロジー	所有 50.0%	資金の借入等	資金の預り(注6)(注7)	-	預り金	40,000
			利息の支払(注6)(注7)	109	未払費用	6	
子会社	東芝アメリカ社	所有 100.0%	資金の借入等	資金の預り(注6)(注7)	-	預り金	38,075
			利息の支払(注6)(注7)	2,943	未払費用	252	
子会社	東芝ヨーロッパ社	所有 100.0%	資金の借入等	資金の預り(注6)(注7)	-	預り金	30,992
			利息の支払(注6)(注7)	1,264	未払費用	119	
子会社	東芝アジア・パシフィック社	所有 100.0%	資金の借入等	資金の預り(注6)(注7)	-	預り金	28,275
			利息の支払(注6)(注7)	793	未払費用	74	
子会社	東芝エレベータ㈱	所有 80.0%	資金の借入等	資金の預り(注6)(注7)	-	預り金	17,834
			利息の支払(注6)(注7)	436	未払費用	30	
子会社	東芝インフラステムズ㈱	所有 100.0%	資金の借入等 会社分割	資金の預り(注6)(注7)	-	預り金	12,479
				利息の支払(注6)(注7)	46	未払費用	2
				会社分割(注10)			
				分割資産	299,167	-	-
				分割負債	170,750	-	-
			-	-	被債務保証等(注14)	-	
子会社	エルシーコラテラルエスビーヴィ社	所有 100.0%	資金の管理運用等	有償減資(注11)	16,483	-	-
子会社	東芝ライテック㈱	所有 99.9%	増資の引受等	増資の引受(注12)	32,300	-	-
子会社	アドバンスエナジー英国社	所有 100.0%	増資の引受等	増資の引受(注12)	21,553	-	-
関連会社	フラッシュフォワード合同会社	所有 50.1%	債務保証等	-	-	債務保証等(注15)	48,303
子会社	ニュージェネレーション社	所有 100.0%	債務保証等	-	-	債務保証等(注16)	23,814
関連会社	フラッシュアライアンス(有)	所有 50.1%	債務保証等	-	-	債務保証等(注15)	20,540
子会社	東芝ジェイエステダブリュー・パワーシステム社	所有 75.0%	債務保証等	-	-	債務保証等(注17)	19,809



- (注)1. 2017年11月23日(イタリア時間)に発行済み株式総数の70.0%をウェスチングハウスエレクトリック(英国)ホールディング社に譲渡し、関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引金額を記載しています。
2. 上記の議決権等の所有割合には、子会社による間接所有の議決権を含んでいます。
3. 当社製品の販売については、分社化以前の取引が該当し、市場価格を勘案して一般の取引条件を参考に両社協議の上決定しています。
4. 仕入については、分社化以前の取引が該当し、市場価格を勘案して一般の取引条件を参考に両社協議の上決定しています。
5. 債権放棄額のうち一部については前期に引当計上しており、当該引当額を超過した1,680百万円を当期の営業外費用に計上しております。
6. 資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して一般の取引条件を参考に両社協議の上決定しています。
7. 資金の貸付・借入については、当社グループ内資金の有効活用を目的としたキャッシュマネジメントシステム等を利用し、取引が反復的に行われているため、取引金額の記載を省略しています。
8. 預り時の価格については、公正価値を参考に両社協議の上決定しております。
9. 返還時の価格については、公正価値を参考に両社協議の上決定しております。
10. 会社分割の詳細は「企業結合等関係に関する注記」に記載しております。
11. エルシーコラテラルエスピーヴィ社が減資を行いました。当社は前年度末に出資勘定の大部分を減損処理していたため、投資勘定の減額1,715百万円及び払戻差益14,767百万円を計上しています。
12. 増資の引受は、子会社が行った増資を全額引き受けたものです。
13. 東芝エネルギーシステムズ㈱の契約に伴う支払保証等を行っています。
14. 被債務保証は、当社の借入金等に対して、4社連帯で888,641百万円の債務保証を受けたものです。
15. リース債務に対し、債務保証を行っています。
16. 土地リースのオプション契約に関連し発生する債務等に対し、債務保証を行っています。
17. 借入金等に対し、債務保証を行っています。

## 9.1 株当たり情報に関する注記

(1)1株当たり純資産額	7円43銭
(2)1株当たり当期純利益	35円98銭

## 10. 企業結合等関係に関する注記

(共通支配下の取引等)

### (1)メモリ事業の会社分割

当社は、2017年4月1日付で、当社の社内カンパニーであるストレージ&デバイスソリューション社のメモリ事業を会社分割により分社化しました。

#### ①会社分割の概要

##### ア. 分割後企業の名称

東芝メモリ株式会社

##### イ. 分割した事業の内容

当社の社内カンパニーであるストレージ&デバイスソリューション社が行っているメモリ及び関連製品(SSDを含み、イメージセンサを除く)の開発・製造・販売事業及びその関連事業

##### ウ. 会社分割を行った主な理由

当社の社内カンパニーであるストレージ&デバイスソリューション社のメモリ事業を分社化することにより、メモリ事業における機動的かつ迅速な経営判断体制の整備及び資金調達手段の拡充を通じて、メモリ事業の更なる成長を図ります。

エ. 会社分割日

2017年4月1日

オ. 法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、東芝メモリ株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

(2) 社会インフラ事業の会社分割

当社は、2017年7月1日付で、当社の社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社を会社分割により連結子会社である東芝電機サービス株式会社に承継しました。

①会社分割の概要

ア. 分割後企業の名称

東芝インフラシステムズ株式会社

2017年7月1日付で、東芝電機サービス株式会社から商号を変更しました。

イ. 分割した事業の内容

社会インフラ事業関連の製品・システム・サービスの開発・製造・販売

ウ. 会社分割を行った主な理由

当社の社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社と東芝電機サービス株式会社を統合することにより、社会インフラ事業につき事業環境の変化に応じた最適かつ迅速な経営判断体制の構築及びガバナンス体制の強化を図り、循環型ライフサイクルビジネスを確立し顧客の価値を向上させる製品・システム・サービスの提供を通じて社会インフラ事業の継続的な成長を実現し、ひいては当社グループの企業価値の最大化を図ります。

なお、承継会社となる東芝電機サービス株式会社は社会インフラ事業に必要な特定建設業の許可を有しており継続的かつ円滑な事業承継が図れることとなります。

エ. 会社分割日

2017年7月1日

オ. 法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、東芝電機サービス株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

## ②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第 7 号 平成 25 年 9 月 13 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

## (3) 電子デバイス事業(メモリ事業を除く)の会社分割

当社は、2017 年 7 月 1 日付で、当社の社内カンパニーであるストレージ&デバイスソリューション社を会社分割により分社化しました。

### ①会社分割の概要

#### ア. 分割後企業の名称

東芝デバイス&ストレージ株式会社

#### イ. 分割した事業の内容

ディスクリット半導体、システム LSI、HDD 及び関連製品の開発・製造・販売事業及びその関連事業

#### ウ. 会社分割を行った主な理由

当社の社内カンパニーであるストレージ&デバイスソリューション社を会社分割により分社化することで、電子デバイス事業につき機動的かつ迅速な経営判断体制の構築及びガバナンス体制の強化を図ります。また、当社は、顧客の価値向上の実現に向けた製品の提供を通じて電子デバイス事業の更なる持続的な成長、ひいては当社グループの企業価値の最大化を図ります。

#### エ. 会社分割日

2017 年 7 月 1 日

#### オ. 法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、東芝デバイス&ストレージ株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

### ②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第 7 号 平成 25 年 9 月 13 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

#### (4) ICT ソリューション事業の会社分割

当社は、2017年7月1日付で、当社の社内カンパニーであるインダストリアル ICT ソリューション社を会社分割により連結子会社である東芝ソリューション株式会社に承継しました。

##### ①会社分割の概要

###### ア. 分割後企業の名称

東芝デジタルソリューションズ株式会社

2017年7月1日付で、東芝ソリューション株式会社から商号を変更しました。

###### イ. 分割した事業の内容

ICT ソリューション事業関連の製品・システム・サービスの開発・製造・販売

###### ウ. 会社分割を行った主な理由

当社の社内カンパニーであるインダストリアル ICT ソリューション社と東芝ソリューション株式会社を統合することにより、変化の激しい ICT 市場に対応できる機動的かつ迅速な経営判断ができる体制を構築し、ガバナンス体制を強化します。市場のデジタルトランスフォーメーションに俊敏に対応し、サービス価値を創造・提供できるビジネス・イノベータを目指して事業拡大、業界におけるプレゼンス向上を追求します。加えて、ICT 技術を活用し、当社グループの企業価値の最大化に貢献します。

なお、承継会社となる東芝ソリューション株式会社は ICT ソリューション事業に必要な特定建設業の許可を有しており継続的かつ円滑な事業承継が図れることとなります。

###### エ. 会社分割日

2017年7月1日

###### オ. 法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、東芝ソリューション株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

##### ②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第 7 号 平成 25 年 9 月 13 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 平成 25 年 9 月 13 日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

## (5) エネルギー事業の会社分割

当社は、2017年10月1日付で、当社の社内カンパニーであるエネルギーシステムソリューション社及び原子力事業統括部を会社分割により分社化しました。

### ① 会社分割の概要

#### ア. 分割後企業の名称

東芝エネルギーシステムズ株式会社

#### イ. 分割した事業の内容

エネルギー事業関連の製品・システム・サービスの開発・製造・販売

#### ウ. 会社分割を行った主な理由

当社の社内カンパニーであるエネルギーシステムソリューション社及び原子力事業統括部を会社分割により分社化することで、エネルギー事業につき事業環境の変化に応じた機動的かつ迅速な経営判断体制の構築、ガバナンス体制の強化を図ります。また、次世代エネルギー市場での顧客の価値を向上させる製品・システム・サービスの提供を通じてエネルギー事業の更なる成長、ひいては当社グループの企業価値の最大化を図ります。

なお、新会社においてエネルギー事業に必要な特定建設業の許可を取得し継続的かつ円滑な事業承継を図ります。

#### エ. 会社分割日

2017年10月1日

#### オ. 法的形式を含む取引の概要

当社を吸収分割会社とし、東芝エネルギーシステムズ株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割

### ② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行っています。

## 11. 重要な後発事象に関する注記

### (株式譲渡)

米国連邦倒産法第 11 章に基づく再生手続を申し立てた WEC を含む申立対象会社(以下「WEC を含む申立対象会社」という。)への対応に要する社内リソースを削減し、また、WEC を含む申立対象会社との資本関係を切り離すことで、リスクの遮断を早期に実現するために、当社は、WEC の持株会社である東芝原子力エネルギーホールディングス(米国)社(以下「TNEH(US)」という。)及び東芝原子力エネルギーホールディングス(英国)社(以下「TNEH(UK)」という。)の全株式を合計対価 1 米ドル(約 106 円)で米国法人 Brookfield WEC Holdings LLC(以下「BWH 社」という。)に譲渡することを決定し、2018 年 1 月 17 日(米国現地時間)に株式譲渡契約を締結しました。

TNEH(US)については、必要な手続を経て、2018 年 4 月 6 日(米国現地時間)に当社保有全株式の譲渡が完了しました。今回の譲渡完了により、TNEH(US)及び TNEH(US)傘下子会社である TSB Nuclear Energy USA Group Inc.並びに WEC Insurance Limited も当社グループの連結子会社の範囲から除外されます。

残る TNEH(UK)の譲渡手続については、BWH 社及び WEC と共に引き続き各規制当局への対応を続けていきます。

### (株式譲渡)

当社は、WEC が取引する金融機関のために担保提供を行う等、資金の管理運用を目的として設立した当社の連結子会社であるエルシーコラテラルエスピーヴィ社(以下「LCC 社」という。)の全持分を抛出担保額の将来の返金実現の不確実性及び返金時期の不透明性排除の観点から米国法人 LC SPV ACQUISITION LLC(以下「LSA 社」という。)へ譲渡する契約を 2018 年 1 月 17 日(米国現地時間)に締結しました。

譲渡完了のために必要なすべての手続を完了し、2018 年 4 月 2 日(米国現地時間)に全持分の譲渡が完了しました。本持分の譲渡価格は 100 百万米ドル(約 106 億円)であり、当持分譲渡に係る売却損益は、2018 年度に計上する予定です。

なお、最終的な譲渡先は、LSA 社から LSA 社と同じ米国法人 The Baupost Group LLC 傘下の米国法人 ALKYRIS CAPITAL L. L. C. (以下「ALKYRIS 社」という。)へ変更となりました。この変更は、LSA 社が LCC 社譲渡契約上の権利及び義務を ALKYRIS 社に譲渡したことに伴う変更であり、譲渡契約における当社の履行義務、責任範囲の変更は一切ありません。

今回の譲渡完了により、LCC 社は当社グループの連結子会社の範囲から除外されます。

## (事業譲渡)

当社は、地域のニーズに沿った医療への貢献をより一層実現させるために、2017年11月30日に東芝病院にかかる事業の全部をカマチグループに所属する医療法人社団緑野会に譲渡する事業譲渡契約を締結しました。本契約締結を受け、医療法に基づく承継後の病院開設及び使用許可取得などの必要な手続を進めた結果、2018年4月1日に本譲渡は完了しました(2018年3月末時点の譲渡事業の資産及び負債はそれぞれ約37億円、約15億円)。

本件譲渡価額は、約275億円であり、当事業譲渡に係る売却益 約253億円は、2018年度に計上する予定です。

## 12. その他の注記

### (資本準備金及び資本金の額の減少並びにその他資本剰余金の処分)

当社は、2018年5月15日開催の取締役会において、資本準備金の額の減少を決議するとともに、2018年6月27日開催予定の第179期定時株主総会に資本金の額の減少について付議すること、及びその効力が生じることを条件としたその他資本剰余金の処分について決議する予定です。その内容は以下のとおりです。

#### (1) 資本準備金及び資本金の額の減少並びにその他資本剰余金の処分の目的

繰越利益剰余金の欠損てん補を行い、早期に財務体質の健全化を図るとともに、今後の柔軟かつ機動的な資本政策を実現するため、会社法第448条第1項の規定に基づき資本準備金の額を減少するとともに、会社法第447条第1項の規定に基づき資本金の額を減少し、併せて会社法第452条の規定に基づきその他資本剰余金の処分をするものです。

#### (2) 資本準備金及び資本金の額の減少並びにその他資本剰余金の処分の内容

##### ①資本準備金の額の減少

資本準備金の全額を減少し、その他資本剰余金に振替えるものです。

##### ア. 減少する資本準備金の額

資本準備金	299,999,997,000円
-------	------------------

##### イ. 増加する剰余金の額

その他資本剰余金	299,999,997,000円
----------	------------------

##### ウ. 効力発生日

2018年7月31日

②資本金の額の減少

資本金の額を減少し、その他資本剰余金に振替えるものです。

ア. 減少する資本金の額

資本金 299,999,997,000 円

イ. 増加する剰余金の額

その他資本剰余金 299,999,997,000 円

ウ. 効力発生日

2018年7月31日

③ その他資本剰余金の処分

上記①及び②による増加後のその他資本剰余金の金額を減少し、繰越利益剰余金に振替えるものです。

ア. 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 758,687,345,174 円

イ. 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 758,687,345,174 円

ウ. 効力発生日

2018年7月31日

ただし、上記②の資本金の額の減少が2018年6月27日開催予定の第179期定時株主総会において原案どおり承認され、その効力が生じることを条件とします。

(3) 日程(予定)

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| ① 取締役会決議日           | 2018年5月15日 |
| ② 株主総会決議日(資本金の額の減少) | 2018年6月27日 |
| ③ 債権者異議申述公告         | 2018年6月下旬  |
| ④ 効力発生日             | 2018年7月31日 |